

平成22年生駒市議会（第4回）定例会議案

（追加提案分）

平成22年9月27日

生 駒 市

平成 22 年生駒市議会（第 4 回）定例会議案目録

〔 追 加 提 案 分 〕

議案番号	議案名	頁
報告第 6 号	平成 21 年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の報告について	1～3
報告第 7 号	平成 21 年度決算に基づく生駒市資金不足比率の報告について	4～6
議案第 59 号	平成 21 年度生駒市一般会計決算の認定について	7
議案第 60 号	平成 21 年度生駒市公共施設整備基金特別会計決算の認定について	8
議案第 61 号	平成 21 年度生駒市生駒駅前市街地再開発事業特別会計決算の認定について	9
議案第 62 号	平成 21 年度生駒市介護保険特別会計決算の認定について	10
議案第 63 号	平成 21 年度生駒市国民健康保険特別会計決算の認定について	11
議案第 64 号	平成 21 年度生駒市老人保健特別会計決算の認定について	12
議案第 65 号	平成 21 年度生駒市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	13
議案第 66 号	平成 21 年度生駒市下水道事業特別会計決算の認定について	14
議案第 67 号	平成 21 年度生駒市自動車駐車場事業特別会計決算の認定について	15
議案第 68 号	平成 21 年度生駒市水道事業会計決算の認定について	16

平成 21 年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、平成 21 年度決算に基づく生駒市健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

記

(単位 %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.37)	— (17.37)	5.0 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がないため、「—」と記載している。
- 2 将来負担比率が算定されないため、「—」と記載している。
- 3 生駒市の早期健全化基準を括弧内に記載している。

平成 22 年 9 月 27 日提出

生駒市長 山下 真

生 監 第 1 0 0 号
平成 2 2 年 9 月 3 日

生駒市長 山 下 真 様

生駒市監査委員 藤 本 勝 美
生駒市監査委員 井 上 圭 吾
生駒市監査委員 井 上 充 生

平成 2 1 年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の審査結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定による平成 2 1 年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の審査を終えたので、その結果について意見を付して提出する。

平成21年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の審査意見書

第1 審査の概要

市長から提出された生駒市健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が正確かつ適正に作成されているかどうかについて、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、審査を行った。

第2 審査の期間

平成22年7月26日から平成22年9月3日まで

第3 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記の生駒市健全化判断比率及びその算定の根拠となる事項を記載した書類について照合・確認したところ、いずれも計数は正確であり、適正に作成されていることが認められた。

記

健全化判断比率等

(単位：%)

比率名	平成21年度比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	12.37
連結実質赤字比率	—	17.37
実質公債費比率	5.0	25.0
将来負担比率	—	350.0

(注) 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、それぞれ実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」を記載している。

2 将来負担比率については、将来負担比率が算定されないため、「—」を記載している。

2 個別意見

- (1) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、それぞれ実質赤字額及び連結実質赤字額がないことから、特に指摘すべき事項はみられなかった。
- (2) 実質公債費比率については、早期健全化基準の25.0%を大きく下回っていることから、特に指摘すべき事項はみられなかった。
- (3) 将来負担比率については、充当可能財源等が将来負担額を上回っており、将来負担比率が算定されないことから、特に指摘すべき事項はみられなかった。

平成 21 年度決算に基づく生駒市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 2 条第 1 項の規定により、平成 21 年度決算に基づく水道事業会計及び下水道事業特別会計の資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

記

（単位 %）

会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	— (20.0)
下水道事業特別会計	— (20.0)

備考

- 1 資金の不足額がないため、「—」と記載している。
- 2 生駒市の経営健全化基準を括弧内に記載している。

平成 22 年 9 月 27 日提出

生駒市長 山下 真

生 監 第 1 0 1 号
平成 2 2 年 9 月 3 日

生駒市長 山下 真 様

生駒市監査委員 藤 本 勝 美
生駒市監査委員 井 上 圭 吾
生駒市監査委員 井 上 充 生

平成 2 1 年度決算に基づく生駒市資金不足比率の審査結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定による平成 2 1 年度決算に基づく生駒市資金不足比率の審査を終えたので、その結果について意見を付して提出する。

平成21年度決算に基づく生駒市資金不足比率の審査意見書

第1 審査の概要

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が正確かつ適正に作成されているかどうかについて、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、審査を行った。

第2 審査の期間

平成22年7月30日から平成22年9月3日まで

第3 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記の生駒市資金不足比率及びその算定の根拠となる事項を記載した書類について照合・確認したところ、いずれも計数は正確であり、適正に作成されていることが認められた。

記

資金不足比率等

(単位:%)

特別会計の名称	平成21年度比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業特別会計	—	20.0

(注) 資金不足比率については、資金不足額がなく比率が算定されないため、「—」を記載している。

2 個別意見

水道事業会計及び下水道事業特別会計においては、資金不足額がないことから、特に指摘すべき事項はみられなかった。

議案第 59 号

平成 21 年度生駒市一般会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 21 年度生駒市一般会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 22 年 9 月 27 日提出

生駒市長 山下 真

議案第 60 号

平成 21 年度生駒市公共施設整備基金特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 21 年度生駒市公共施設整備基金特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 22 年 9 月 27 日提出

生駒市長 山下 真

議案第 61 号

平成 21 年度生駒市生駒駅前市街地再開発事業特別会計決算の認定
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成
21 年度生駒市生駒駅前市街地再開発事業特別会計決算を別冊監査委員の意見を
付けて議会の認定に付する。

平成 22 年 9 月 27 日提出

生駒市長 山下 真

議案第 62 号

平成 21 年度生駒市介護保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 21 年度生駒市介護保険特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 22 年 9 月 27 日提出

生駒市長 山下 真

議案第 63 号

平成 21 年度生駒市国民健康保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 21 年度生駒市国民健康保険特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 22 年 9 月 27 日提出

生駒市長 山下 真

議案第 64 号

平成 21 年度生駒市老人保健特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 21 年度生駒市老人保健特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 22 年 9 月 27 日提出

生駒市長 山下 真

議案第 65 号

平成 21 年度生駒市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 21 年度生駒市後期高齢者医療特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 22 年 9 月 27 日提出

生駒市長 山下 真

議案第 66 号

平成 21 年度生駒市下水道事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 21 年度生駒市下水道事業特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 22 年 9 月 27 日提出

生駒市長 山下 真

議案第 67 号

平成 21 年度生駒市自動車駐車場事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 21 年度生駒市自動車駐車場事業特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 22 年 9 月 27 日提出

生駒市長 山下 真

議案第 68 号

平成 21 年度生駒市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、平成 21 年度生駒市水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 22 年 9 月 27 日提出

生駒市長 山下 真